

○岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱

令和元年7月1日決裁

改正

令和元年12月27日

令和2年8月25日

令和3年3月23日

令和4年3月31日

令和5年3月31日

令和5年8月7日

令和6年3月28日

令和7年3月31日

岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津川市は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、中津川市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から中津川市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。

2 支援金の交付に関しては、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要綱（平成31年4月1日制定）、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（平成31年4月1日付地振第20号の2岐阜県清流の国推進部地域振興課長通知）及び中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

一部改正〔令和3年3月23日・7年3月31日〕

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 転入 中津川市以外の市区町村から中津川市へ生活の拠点を移し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されること（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記

録される場合に限る。)をいう。

(2) 転出 中津川市以外の市区町村へ生活の拠点を移し、その市区町村の住民基本台帳に記録されることをいう。

(3) 市税 中津川市において課税される住民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税をいう。

(4) 複数世帯 2人以上で転入した世帯をいう。

(5) 単身世帯 1人で転入した世帯をいう。

(6) 関係人口 中津川市の地域又は地域の人々と関わりを有する者をいう。

一部改正〔令和3年3月23日・4年3月31日〕

(交付金額)

第3条 支援金の金額は、次の表のとおりとする。

対象	支援金額
テレワーク以外	単身世帯：600千円 複数世帯：1,000千円 18歳未満の世帯員を帯同して 移住する場合：300千円／世帯
テレワーク	単身世帯：300千円 複数世帯：500千円 18歳未満の世帯員を帯同して 移住する場合の加算：300千円／世帯

全部改正〔令和6年3月28日〕、一部改正〔令和7年3月31日〕

(交付対象者)

第4条 単身世帯に対する支援金の対象となる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 申請時において、次に掲げる移住元に関する要件のいずれにも該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）へ通学し、東京23区内の事業所等へ就職した者については、その通学期間も在住していた期間に含めることができる。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、

山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）に在住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤していたこと（ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、転入届を提出する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

（2）次に掲げる移住先に関する要件のすべてに該当すること。

ア 令和7年4月1日以降に転入したこと。

イ 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

ウ 中津川市に、支援金の申請日から5年を超える期間継続して居住する意思を有していること。

エ 支援金の申請時において、市税の滞納がないこと。

（3）次に掲げるその他の要件のすべてに該当すること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

イ 日本国籍を有する又は外国籍を有する者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し18歳以上となり、申請した場合等で、岐阜県及び中津川市が認める場合を除く。

エ 岐阜県又は中津川市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（4）次に掲げる条件のいずれかに該当すること。

ア 次に掲げる就職に関する要件のすべてに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年を超える期間継続して勤務する意思を有すること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
イ 起業に関する要件として、申請日以前の1年以内に岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は岐阜県地域課題解決型創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）に従事する起業支援金の交付決定を受けていること。

ウ 次に掲げる専門人材に関する要件のすべてに該当すること。

- (ア) 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的
人材マッチング事業を利用して移住し、及び就業すること。
- (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 当該就業先に、支援金の申請日から5年を超える期間継続して勤務する意思を有して
いること。
- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することを前提と
した雇用でないこと。

エ 次に掲げるテレワークに関する要件のすべてに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、中津川
市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークにより行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常に通勤しない）こととし、かつ週
20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））
又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されて
いないこと。

オ 関係人口として、次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)のすべてに該当し、かつ(エ)または(オ)のいずれかに該当すること。

- (ア) 市内の法人等に就業又は市内で起業する者
- (イ) 市内の法人、団体又は個人から地域との関わりを有するとして推薦された者
- (ウ) 岐阜県又は中津川市が実施する移住定住施策への協力の意思のある者
- (エ) 農業、林業、漁業に就業、または起業する者
- (オ) 中津川市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組みに恒常に参加しており、移住後も継続する意向がある者

2 複数世帯に対する支援金の対象となる者は、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 当該移住者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 当該移住者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 当該移住者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和7年4月1日以降に転入したこと。
- (4) 当該移住者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- (5) 当該移住者を含む世帯全員が、支援金の申請時において、市税の滞納がないこと。
- (6) 当該移住者を含む世帯全員が、暴力団員でないこと。
- (7) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合等で、岐阜県及び中津川市が認める場合を除く。

一部改正〔令和元年12月27日・3年3月23日・4年3月31日・5年3月31日・8月7日・6年3月28日・7年3月31日〕

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（続柄等省略されていないもの）
- (2) 定住等に係る誓約書及び同意書（様式第2号）
- (3) 移住先の就業先の就業証明書（様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3又は様式第3号の4）、創業支援事業に係る交付決定通知の写し
- (4) 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認

できる書類（世帯の場合にあっては、世帯全員分の書類）

(5) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者にあっては、退職した企業等の在職証明書

その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(6) 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主にあっては、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(7) 東京23区内の大学等の通学期間を通算する場合は、卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類

(8) 第4条第1項第4号才に該当することにより本支援金を申請する者にあっては、推薦書(様式第3号の5)

(9) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔令和2年8月25日・3年3月23日・4年3月31日・7年3月31日〕

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の不交付を決定したとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和3年3月23日〕

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条第1項に規定する通知の後、交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）から提出される東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付請求書（様式第6号）に基づき、支援金を交付するものとする。

一部改正〔令和3年3月23日〕

(報告及び立入調査)

第8条 岐阜県及び中津川市は、東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者の同意に基づき、東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を行うものとする。

一部改正〔令和3年3月23日〕

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を命ずるものとし、交付決定者はその指示に従わなければならぬ。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び中津川市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満で中津川市から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（就職又は専門人材の場合に限る）
- エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に中津川市から転出した場合

一部改正〔令和3年3月23日〕

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と中津川市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附 則（令和2年8月25日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。ただし、第4条第1項第4号才に関する規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に移住した者に対する支援金について適用する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に移住した者に対する支援金について適用する。

附 則（令和5年8月7日）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後に市内に転入する者に適用し、同日前に市内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱の規定は、同日以後に市内に転入する者に適用し、同日前に市内に転入した者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

中津川市長 様

移住支援金交付申請書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・複数	单身	複数	複数の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数				人

移住支援金の種類	就業	起業	専門人材
	テレワーク	関係人口	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2 「東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない

申請日から5年を超える期間継続して、中津川市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職・専門人材・起業の場合のみ記載) 申請日から5年を超える期間継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A : 3親等以内の親族に該当しない		B : 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 中津川市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 岐阜県又は中津川市が実施する移住定住施策への協力の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()
通勤手当の有無	支給あり / 支給なし

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び中津川市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で中津川市から転出した場合：全額
 - (3) スタートアップ等創業支援事業費補助金交付要綱に係る交付決定または岐阜県地域課題解決型創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に中津川市から転出した場合：半額
- 【就職・専門人材の場合のみ】
 - (5) 移住支援金の申請日から1年内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第1号 別紙2)

東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び中津川市は、東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために岐阜県及び中津川市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び中津川市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は、確認する場合があります。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

中津川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

定住等に係る誓約書及び同意書

私は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱第5条の規定による支援金の交付申請をするに当たり、申請書提出の日から5年を超えて中津川市に住民票を置き（中津川市の住民基本台帳に登録されること）、中津川市を生活の本拠地とすることを誓約します。

また、岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金の交付決定その他必要な手続のため、申請者及び世帯員全員について、市税の納付状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することに同意します。このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない	
マッチングサイトへの 求人掲載実績 ※マッチングサイト掲載求人の場合	求人管理番号	
	掲載開始日	
※プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない	
	<input type="checkbox"/> 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業	

東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び中津川市の求めに応じて、岐阜県及び中津川市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の2（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用・テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤務形態	週20時間以上のテレワークによる勤務
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

※この就業証明書は、テレワークに関する要件に該当する場合に使用する。

東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び中津川市の求めに応じて、岐阜県及び中津川市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の3（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

所在地

申請者名

印

電話番号

就業証明書（移住支援金の申請用・テレワーク）（個人事業主・フリーランス等）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

※この就業証明書は、テレワークに関する要件に該当する場合に使用する。

様式第3号の4（第5条関係）

年　　月　　日

中津川市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用・関係人口）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	

※この就業証明書は、関係人口に関する要件に該当する場合に使用する。

東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び中津川市の求めに応じて、岐阜県及び中津川市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の5（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

住所

氏名又は団体名

印

（代表者名）

電話番号

*推薦の確認のため、連絡する場合があります

東京圏からの移住支援事業推薦書（関係人口）

下記の者が、東京圏からの移住支援事業支援金の交付を申請するあたり、地域との関わりを有する者として推薦します。

記

推薦を受ける者の氏名	
【推薦を受ける者と地域や地域の人々との関わり】※具体的に記入	
【推薦理由】※具体的に記入	

*この推薦書は、関係人口に関する要件に該当する場合に使用する。

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

中津川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付請求書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

振込先口座

金融機関	銀行 金庫 信用組合 農業協同組合	(本店・支店)
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

※口座名義人は、交付決定者と同一であること。

中津川市長 様

市税調査承諾書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付申請にあたり、中津川市税の納付状況・所得状況について調査を受けることを承諾いたします。

* 申請者及びその世帯全員（課税のある者に限る）の方がそれぞれ自署でご記入ください。

同一人物が記入したと判断される場合は、再提出をお願いすることがあります。

令和 年 月 日

移住支援金を受給された方へのアンケート

移住支援事業の推進に当たり、今後、制度をより良いものとするため、下記アンケートにご協力をお願いいたします。

お名前

1. 移住支援金が移住の後押しになりましたか？

はい ・ いいえ

2. (就業の場合) 移住支援金が対象企業を選んだ後押しになりましたか？

はい ・ いいえ

3. (就業の場合) 求人情報について、どちらから情報を得たかカッコ内に○を記入ください。

() ① 道府県のマッチングサイト

() ② ヤフーしごと検索、バイトル NEXT、スタンバイの
サイトのいずれか

() ③ ①②以外の Web サイト

具体的なサイト名 []

() ④ ハローワーク

() ⑤ ④以外の職業紹介所

() ⑥ その他求人情報誌等

具体的な媒体名 []

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

<申請のタイミング>

- 移住後1年以内
- (起業の場合) 岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金の交付決定後1年以内

<提出書類リスト>

- 移住支援金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号 別紙1）
- 東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号 別紙2）
- 世帯全員の住民票 本籍・続柄が省略されていないもの
- 定住等に係る誓約書及び同意書（様式第2号）
- 【就職・専門人材・テレワーク・関係人口の場合】就業先の就業証明書（様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3又は様式3号の4）
- 【起業の場合】創業支援事業に係る交付決定通知の写し（事業採択通知書とは異なります）
- 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の場合にあっては、世帯全員分の書類）
- 【法人等へ就業し、東京23区以外から通勤していた場合】
退職した企業等の在職証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- 【法人経営者又は個人事業主で、東京23区以外から通勤していた場合】
開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類
- 【東京23区内の大学等の通学期間を通算する場合】
卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類
- 【関係人口に該当する場合】推薦書（様式第3号の5）
- 市税調査承諾書
- アンケート
- その他市長が必要と認める書類

各種証明書は3ヶ月以内に
取得したものであること

■交付決定後に必要な書類

- 補助金請求書（様式第6号）
- 通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）